

化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量に係る総量削減計画
(案)

令和4年 月

奈良県

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（奈良県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち奈良県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ニに掲げる区域について、令和4年1月24日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

令和6年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	7	8
産業排水	4	4
その他	2	2
合計	13	14

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	4	4
産業排水	1	1
その他	5	5
合計	10	10

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

	削減目標量	(参考) 令和元年度における量
生活排水	0.5	0.5
産業排水	0.1	0.1
その他	0.2	0.2
合計	0.8	0.8

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活系排水対策

瀬戸内海の削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、地域の実状に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント等の生活排水処理施設及びし尿・汚泥処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水処理対策を計画的に推進することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

ア 下水道の整備等

下水道の整備については、社会資本整備重点計画、奈良県污水处理構想及び奈良県環境総合計画との整合を図りつつ、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標にその整備を推進するとともに、水洗化の推進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びりんの高度処理の導入について、下水道の普及状況を勘案しつつ、その促進を図るものとする。

表4 下水道整備計画

年度	指定地域内行政人口（千人）	指定地域内処理人口（千人）
6	1,245	1,106 (うち高度処理人口 520)

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽、農業集落排水施設及びコミュニティプラントについては、奈良県環境総合計画及び奈良県污水处理構想との整合を図りつつ、目標年度までに表5に掲げる

処理人口を目標としてその整備を促進し、水洗化及び生活排水処理の促進を図るものとする。

浄化槽については、合併処理浄化槽の設置整備事業の活用等によりその整備を促進するものとする。また、既設の単独処理浄化槽については、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備及び推進を図るものとする。

コミュニティプラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備及び推進を図るものとする。

なお、浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）等に基づき、適正な設置、定期検査及び保守点検並びに清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

表5 処理形態別汚水処理人口

年度	処理形態	処理人口（千人）
6	浄化槽、農業集落排水施設及び コミュニティプラント	90

ウ し尿・汚泥処理施設の整備

し尿・汚泥処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を推進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

エ 一般家庭における啓発等

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、奈良県環境総合計画との整合を図りつつ水質汚濁防止法等に基づき、市町村と協力し、家庭でできる生活排水対策についての啓発及び普及を行うとともに、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

(2) 産業系排水対策

指定地域内事業場について、総量規制基準を定め産業系排水対策を推進し、奈良県総合計画とも整合を図りつつ、必要な対策を講じ削減目標の達成を図るものとする。

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術の水準又は汚濁負荷量の削減のため採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

新設又は増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定し、削減目標量の達成を図るもの

とする。

知事が定める一定の化学的酸素要求量等の値（Cc等の値）については、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第134号、令和3年一部改正）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第135号、平成28年一部改正）及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第136号、平成28年一部改正）により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分する等、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場及び事業場のうち、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（平成2年3月奈良県条例第24号）及び奈良県生活環境保全条例（平成8年12月奈良県条例第8号）の排水規制の対象となっているものについては、立入検査、水質検査等を行い汚濁負荷量の削減についての指導等を行うものとする。

また、指定地域内の日平均排水量が50立方メートル未満の事業場については、排出水の実態等を考慮し、小規模事業場排水対策マニュアル（平成13年3月環境省環境管理局）等に基づき、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

さらに、排水規制の適用を受けない工場及び事業場については、排出水の特性等について、その実態把握に努め、適正な排水処理その他汚濁負荷量の削減のために必要な措置をとるよう指導等を行うものとする。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえきめ細かな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、奈良県総合計画との整合を図りつつ削減目標量の達成を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）、環境と調和のとれた農業生産活動規範（平成17年農林水産省）等に基づき、エコファーマーの認定促進、農業環境規範の普及、有機農業への参入促進、環境保全型農業直接支援対策の取組推進等により環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進することにより、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、奈良県環境保全型畜産確立基本方針（平成7年3月31日制定）等に基づき、家畜排せつ物処理施設の性能向上を目指した整備、指導体制の整備等による家畜排せつ物の適正管理等を通じ、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るとともに、耕畜連携の強化による広域利用、エネルギー利用等の処理高度化を促進するものとする。

ウ 養殖漁場からの負荷削減対策

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51

号)等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等、養殖漁場の環境管理の適正化を推進することにより、汚濁負荷量の削減に必要な指導等を行うものとする。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

ア 河川環境の改善

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、河川において、必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ等を行うものとする。

また、河川直接浄化施設等の運用により、河川水の汚濁負荷量の削減を図るものとする。

イ 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施その他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

ウ 教育、啓発等

水質総量削減をより効果的に推進するには、関係市町村、事業者及び県民の理解及び協力が必要である。このため、総量削減の趣旨及び内容について、自治体の広報紙やホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

事業者に対しては、団体が実施する研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力及び協力を要請するものである。

県民に対しては、家庭でできる生活排水対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童及び生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努めるものとする。

エ 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の推進に努めるものとする。

オ 中小企業者への助成措置等

中小企業者に対しては、排水処理施設の設置、改善等に関する技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備を促進するものとする。

(参考)

県内の大阪湾*に係る発生源別汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

表6 発生源別の汚濁負荷量 (単位：トン/日)

	削減目標量	令和元年度における量
生活排水	7	8
産業排水	3	3
その他	1	1
合計	11	12

(2) 窒素含有量について

表7 発生源別の汚濁負荷量 (単位：トン/日)

	削減目標量	令和元年度における量
生活排水	4	4
産業排水	1	1
その他	3	3
合計	8	8

(3) リン含有量について

表8 発生源別の汚濁負荷量 (単位：トン/日)

	削減目標量	令和元年度における量
生活排水	0.5	0.5
産業排水	0.1	0.1
その他	0.1	0.1
合計	0.7	0.7

※ 県内の大阪湾に係る汚濁負荷量算定の範囲は、大和川及び淀川（一部を除く。）に係る流域とする。